

令和6年能登半島地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生等への修学上の配慮やボランティア活動における安全管理の徹底等に関する指導について、諸点を取りまとめましたので、各大学等におかれましては御配慮いただきますようお願いいたします。

5文科高第1596号
令和6年1月22日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎
文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

令和6年能登半島地震に伴う学生等のボランティア活動について（通知）

今後、令和6年能登半島地震に係る災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生等が出てくることが見込まれます。

学生等が大学等（短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の内外において、学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生等の円滑な社会への移行促進の観点から有意義であることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生等が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも御配慮いただきますようお願いいたします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修成果の評価、休学した場合のきめ細やかな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を授与することができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生等の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動における安全管理の徹底等に関する指導

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生等に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考「学生ボランティア活動にかかわる保険の例」参照）への加入を呼びかけることや、被災地等の状況によっては、受入れ体制が整っていない場合等もあることから、学生等がボランティア活動への参加を希望する場合には、地方公共団体等によるボランティア受入れに関する情報発信の内容を十分に確認してから参加するよう呼びかけるなど適切な指導に努めること。

【本件連絡先】

文部科学省代表番号：03-5253-4111

- ボランティア活動のための修学上の配慮について
高等教育局大学教育・入試課法規係 内線：2911
- ボランティア活動における安全管理の徹底等に関する指導
高等教育局学生支援課厚生係 内線：2519
- 高等専門学校について
高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 内線：3347
- 専門学校・各種学校について
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係 内線：2915

学生等のボランティア活動に関わる保険の例（令和5年度時点）

① 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

【（公財）日本国際教育支援協会】

大学・短大・大学院・高等専門学校が、正課、学校行事又は課外活動として位置づける学生のボランティア活動下の事故を補償

- 学研災（学生自身のケガを補償する保険 Aタイプの場合）
 - ・保険料：昼間部650円・夜間部100円（1年間）
 - ・医療保険金：活動内容及び治療日数に応じて3,000円～30万円
 - ・入院加算金：入院1日につき4,000円
 - ・死亡保険金：2,000万円、後遺障害保険金 3,000万円（いずれも上限額）
- 付帯賠償（学生が他人に与えた損害を補償する保険 Aコースの場合）
 - ・保険料：340円（1年間）
 - ・対人賠償・対物賠償合わせて1事故につき最大1億円

学校で上記の位置づけがないボランティア活動での事故は、学研災付帯学生生活総合保険（「付帯学総」）で補償可能。地震・津波等によるケガ等を補償する「天災危険補償特約」が付帯（4年間で36,000～62,000円程度）

【WebサイトURL・QRコード】 <http://www.jees.or.jp/gakkensai>



② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人が被災地ボランティアセンターを介して行うボランティア活動での事故に対応

- ・保険期間：1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）※年度途中の加入時も終期は同じ
- ・年間保険料：基本プラン 350円
 - 天災・地震補償プラン 500円
 - 特定感染症重点プラン 550円*

* 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い令和5年度をもって廃止

- ・保険金（死亡・後遺障害）：
各プラン共通 1,040万円

【WebサイトURL・QRコード】

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html



③ スポーツ安全保険

【（公財）スポーツ安全協会】

加入手続きを行った4名以上のボランティア団体での団体活動中の事故を補償対象

- ・保険期間：1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）※年度途中の加入時も終期は同じ
- ・年間保険料：800円
- ・保険金：死亡2,000万円、後遺障害3,000万円（最高）
- ・入院日額：4,000円、通院日額：1,500円

【WebサイトURL・QRコード】 <https://www.sportsanzen.org/hoken/>



※ ①「付帯学総」、②「天災・地震補償プラン」及び「特定感染症重点プラン」を除き、ボランティア活動中の余震、津波による事故は補償されません。